

実施項目	(36)「特定事業主行動計画」による取組	担当部課 (室)名	総務部人事課
------	----------------------	--------------	--------

1. これまでの取組状況および課題

平成15年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」第19条に基づき、平成17年3月に「滋賀県特定事業主行動計画」を策定し、各種休暇制度等の充実と啓発に努めたほか、男性職員の子育て参加のきっかけづくりとするための「お父さんの子育て促進プロジェクト」を実施するなど、仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを目指して様々な取組を実施してきた。

また、平成26年度までを計画期間とする「滋賀県特定事業主行動計画（後期計画）」では、新たに「県庁版子育て三方よし」を基本理念とし、引き続き子育て支援制度の周知や育児休業等が取得しやすい職場環境づくり等、県庁全体で仕事と生活の調和の実現に努める。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

県庁における次世代育成支援対策として、男性職員の主体的な育児への参加の促進など職場、家庭、地域社会に貢献する「県庁版子育て三方よし」を目指した、特定事業主行動計画に沿って、職場環境の整備等を進める。

(2) 具体的な取組

ア 子育てを支え合う職場環境づくり

子育てに関わる休暇制度等の周知を図るとともに、次世代育成に係る意識啓発に努め、誰もが気兼ねなく育児休業等が取得できるよう、職場全体で子育てを支える環境づくりに努める。

- ・各種制度の周知と意識啓発
- ・子育てに配慮した勤務形態の活用・促進
- ・「県庁子ども参観日」の実施
- ・時間外勤務の縮減 等

イ 男性職員の主体的な育児参加を応援

固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに子育てに関わり、子育ての喜びや悩み、責任を分かち合える社会を実現するため、男性職員の主体的な育児への参加を応援する。

- ・育児のための父親の特別休暇・育児休業取得の奨励 等

ウ 地域における子育て活動への参加促進

地域における子育て活動への参加を奨励する。

(3) 平成27年度以降の取組の方向

「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月31日までの時限法であり、また、「滋賀県特定事業主行動計画」も平成26年度までを計画期間としているが、県庁全体で子育てを支え合い、仕事と生活の調和を実現する取組を継続する。

3. 具体的取組項目のスケジュール

具体的取組項目	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
ア 子育てを支え合う職場環境づくり	継続実施			→
イ 男性職員の主体的な育児参加を応援	継続実施			→
ウ 地域における子育て活動への参加促進	継続実施			→